

第2回 役員会資料を回覧します。

役員会次第(第2回)

とき：令和2年5月9日(土)午後7時30分
ところ：—

1. 開会のことば

2. 会長挨拶

3. 議事

(1)「市民地域清掃」について

市では5月30日を「きれいなまちづくりの日」として「市民地域清掃」を呼び掛けております。当自治会では今年度は5月31日(日)に予定しておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から延期いたします。実施に際しては終息の時期を見て後日再計画しますので宜しくお願ひします。

(2)「令和2年度 日本赤十字社員増強運動への協力」について

例年5月を中心に行っておりました本件に関しても、6月に延期する旨連絡がありました。連絡があり次第ご通知いたします。

(3)令和2年度自主防災隊組織編成他について

別紙、役員の主な役割(自治会役員と防災関係の役職との関連)に沿って、本年度の自主防災隊組織及び避難所運営協議会の担当を決めましたので宜しくお願ひします。

(添付資料)…省略

- ・役員の主な役割(自治会役員と防災関係の役職との関連)
- ・自治会法人橋本上町自治会自主防災隊組織
- ・相原中学校避難所運営協議会 橋本上町自治会選出役員

(4)連合他の行事について

5月10日連合自治会長会議に於いて、夏祭り・運動会・ふるさと祭りは次の通りになりました。

①夏祭りについて(8月1日、2日)

- ・神明大神宮で少人数による(氏子総代と連合会長・副会長合わせて10名程度)式典を行う。
- ・大神輿の御靈入れ・御靈抜きは実施する。(大神輿は展示のみ)
- ・子供神輿の御靈入れ・御靈抜きは各自治会の判断に任せる。(殆どの自治会は中止の意向)
- ・2日目の山車・神輿の橋本各町内渡御は中止する。

②町民運動会(9月13日)

公民館の実施可否は出てないが、連合としては中止を申し入れる。

③ふるさと祭り(10月17日)

連合として中止を申し入れる。

(5)当自治会の対応

連合の方針を受け夏祭り・納涼祭等について当自治会の対応を決める必要があります。

3密禁止の中ではありますが、関係者にお集まり(又は書面で)いただき相談したいと思っています。(後日関係者に案内します)

4. 閉会のことば

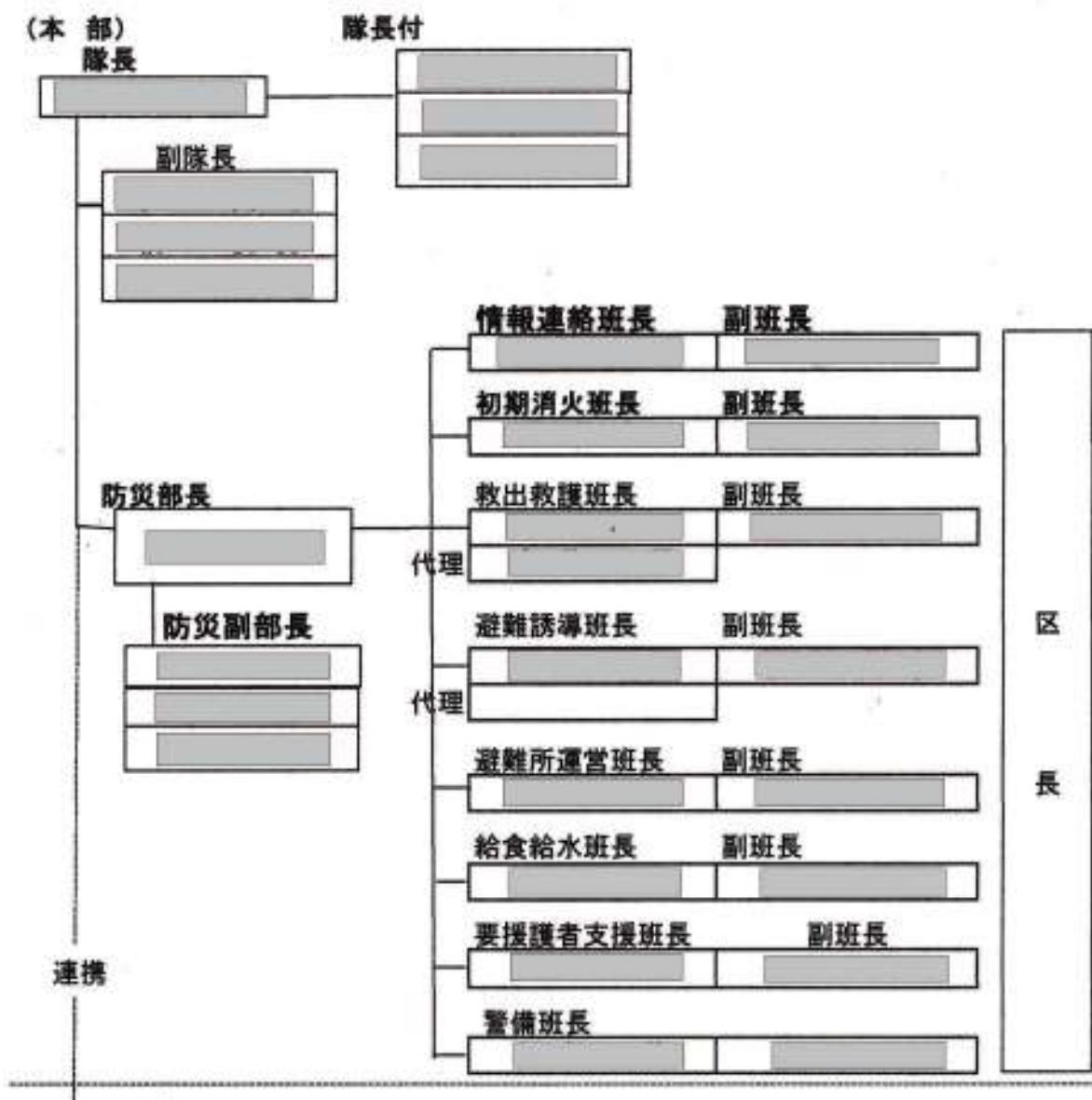
新型コロナウイルスの感染拡大により、本年度計画していた行事のほとんどを中止しがるを得ない事態になっております。今は我慢の時と耐え早く終息することを願っております。

役員の主な役割(自治会役員と防災関係の役職との関連)

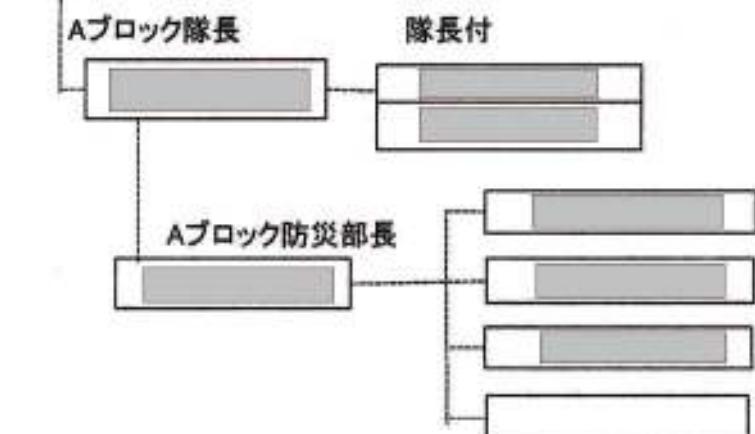
会 本 部 役 員	主 な 役 割	防災関連の役割		区 R2年度役員
		自主防災組織 隊	避難所運営協議会 協議会委員	
会長	自治会代表、対外折衝、運合会会議出席 運営資料及び予算作成、資産の管理	副隊長	協議会委員	21
副会長	運営会長の補佐役、各ブロック長への回覧等の配布 " "	隊長	協議会委員	2
副会計	一般会計の出納業務 計 祭典、盆踊り等特別会計の出納業務	副隊長付	協議会委員	6
副会記	役員会の開催通知等資料作成、会議運営補佐 記	"	協議会委員	13
Aブロック長			衛生班 炊き出し班	2
Bブロック長			初期消火副班長	5
Cブロック長	各ブロックでのイベント・清掃等の実施、 所管区のまとめ及び各区長へ回覧等の配布等	救出救護副班長	9	
Dブロック長		避難説明副班長 (ワック長から各1名)	14	
Eブロック長		避難所運営副班長	18	
社会福祉部長	敬老の日記念品配布、共同募金	救出救護班長	教 譲 班	1
"副部長		給食給水班長	給水・授餵物資班 安全警備班	3
環境部長	清掃、町内美化等の世話 防犯灯設置、維持管理、橋本地区防犯協会	班長	安全警備班	1
消防防災部副部長	安全安心協議会への出席 防災訓練	避難所運営班長	管 理 班	18
消防防災部副部長				
交通部副部長	学童通学指導、横断指導、安全安心協議会への出席 運動会等運動行事の世話	避難説明班長 給食給水副班長	要援護者支援班長 要救援者支援班長	10
体育部副部長	運動会等運動行事の世話 祭典、盆踊り、ふるさと祭り等の世話	初期消火副班長	初期消火副班長	7
体育部副部長	自治会活動行事参加子どもとの世話役	情報報連絡班長	情報報連絡班長	11
公民館委員会幹事	公民館活動の世話役 交通安全推進の世話役	要援護者支援班長 要救援者支援班長	要援護者支援班長 要救援者支援班長	17 16
各 区 長	区内のまとめ役、資料の配布、会費の集金、安否確認、黄色い小旗			
相 談 役	自治会全般に関する助言・援助	全ての会議等に出席することができ、必要 に応じ意見を述べ助言することができる。		5
監 事	自治会会計の監査(会計経験者又は三役経験者)			21
				18

◇全体役員会： 本部役員(12名乃至13名)、部長・副部長(11乃至12名)、区長(18名)及び相談役で構成する。
 ◇本部役員会： 本部役員(12名乃至13名)及び相談役で構成する。なお、本部役員は各部の業務を支援する。

令和2年度
自治会法人橋本上町自治会自主防災隊組織



(Aブロック隊)
西橋本2丁目公園に一時避難所を設置する場合の体制



(注)各区長はその区の、①一人暮らしの高齢者の安否を確認し異常があるとき、また②黄色い小旗を掲げていない家があるときは、一時避難場所の自主防災隊へ連絡するものとする。

令和2年度 相原中学校避難所運営協議会 橋本上町自治会選出役員

避難所運営協議会委員

氏 名	住 所	電 話 番 号
	相模原市緑区	042- -

避難所運営協議会

相模原市緑区	042- -
--------	--------

作業班

班 名	主 な 仕 事	班長または班員
管 理 班	避難者の管理全般(避難区画の整理、居住区画の設定、共有区画の整理等)	
情 報 班	避難者名簿の作成、現地対策班との情報交換・連絡調整、避難者への情報提供	
衛 生 班	衛生対策(仮設トイレの設置、ごみ等の集積場の設置、感染症予防対策等)	
救 護 班	負傷者等への救護活動、拠点救護所等への搬送	
要 援 者 支 援 班	災害時要援護者への対応(巡回・状況把握、必要物資の手配や介助等)	
給 水 ・ 救 援 物 資 班	飲料水・生活用水の確保。救援物資の受入れ。保管分配等	
炊き出し班	備蓄食糧・救援物資の炊き出し、食糧監理、受入等	
安全警備班	犯罪防止等の安全管理、夜間等の巡回警備	